

○議案第41号 守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

□□□審議経過□□□

＝建設文教委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、子ども・子育て関連3法により、地域子ども・子育て支援事業の一環として、放課後児童健全育成事業が位置づけられ、また、児童福祉法の一部改正に伴い、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を踏まえ、市町村において基準を定めることが義務づけられたため、条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、本市の入会児童室においては、今回、利用者1人につき概ね1.65平方メートル以上との基準が示され、一律に義務は課されていないものの、受け入れ対象となる児童も小学校6年生までに引き上げられたところである。

しかしながら、現状、新たな教室の確保が困難であるというやむを得ない課題があることから、小学校6年生までの受け入れは難しいこと。特に障害児童については、今後、登録児童室で対応できるような方途を検討していくとのことであるが、民間参入による施設の量的拡充を図ることなどにより、これら課題の解決につながるものと考えことから、今後、市として民間事業者の参入を促すような方策を講じられたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。